

簡易な収入(所得)見込額の申立書
【家計急変者】

記入例

○「住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック (☑) してください。

☒ 私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和5年度 住民税 課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	収入の減少のあった年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦	
						給与収入 A	事業収入 または 不動産収入 B	年金収入 C			
記載例①（収入で申請） ※令和5年1月以降の任意の1か月の収入で申請す						収入合計額 A+B+C= [D] 120,000 円			1,440,000 円	1,560,000 円	
1	〇〇 〇〇	1 人	☒ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年1月	120,000 円	0 円	0 円			
2	〇〇 〇〇	0 人	☐ 課税 ☒ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年1月	収入合計額 A+B+C= [D] 0 円	0 円			0 円	0 円
3		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= [D] 円	円			円	円
4			☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= [D] 円	円			円	円
5	〇〇 〇〇	0 人	☒ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年1月	収入合計額 A+B+C= [D] 140,000 円	140,000 円			1,680,000 円	1,560,000 円

- (記入上の注意)
- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。（扶養控除等申告書で届け出ている人数）
 - ② 「住民税課税状況」欄は、該当する項目にチェック☑してください。
 - ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
 - ④ 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年1月から令和5年12月の間の任意の1か月の月を記入してください。
 - ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年1月～令和5年12月の間の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入または 不動産収入	※事業収入または不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

- ※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。
- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄（収入合計額）を12倍した金額を記入してください。
 - ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。
（早見表）

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	156.0万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	205.7万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	255.7万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	305.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】 年間収入 見込額	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額	【非課税相当額】 非課税所得 限度額
			給与所得 控除額	事業収入 等の経費	公的年金等 控除		
記載例①（収入で申請）			⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
1							
2							
3							
4							
5							

(記入上の注意)

- ⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記して下さい。
- ⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
- ①A×12の額（給与収入分）が162.5万円以下 → 55万円
- ②A×12の額（給与収入分）が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③A×12の額（給与収入分）が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④A×12の額（給与収入分）が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円
- ⑨「事業収入等の経費」
- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。
- ⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 60万円以下 → 公的年金等収入分的全額
- : 60万円超130万円未満 → 60万円
- : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
- : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 110万円以下 → 公的年金等収入分的全額
- : 110万円超330万円未満 → 110万円
- : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
- : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- ⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。
- ⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)
- ⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。
- ※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
- ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者）」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	45.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	171.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	206.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

記入要領の例

【1】予期せず令和5年1月から8月までに家計が急変し、収入が減少した場合✓を記入してください。収入の減少が、定年退職等のあらかじめ予期されるものである場合、本給付金の対象とはなりません。

【2】申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載してください。

【令和5年1月から8月の間の任意の1か月の収入により申請する場合】
【3】④欄には、収入の減少のあった月を、⑤欄には、その月の収入を、⑥欄には、D×12の額を記載してください。
【4】下表から、①欄の人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、【5】この額を⑦欄に記入してください。
【6】非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが低ければ支給対象(収入で申請する場合、2枚目は記載不要)

【7】記載例②の場合、非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請となります。(2枚目を記入)

【1】別紙

簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

記入例

②「住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」と一緒に提出してください。

① 下記にチェック(☑)してください。

☑ 私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

氏名 (フリガナ)	左欄の者が扶養する者の数 (人)	令和5年度 住民税 課税状況	障害者控除等 の適用	収入の減少 のあった年 月	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 (⑥)	非課税相当 収入限度額 (⑦)
					給与収入 T×1 (円)	事業収入 または 不動産収入 [B] (円)	年金収入 [C] (円)		
記載例①(収入で申請) ※令和5年1月以降の任意の1か月の収入で申請する									
1. 〇〇 〇〇	1	☑課税 ☐非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和5年1月	収入合計額 A+B+C= [D] 120,000 円	0 円	0 円	1,410,000 円	1,560,000 円
2. 〇〇 〇〇	0	☐課税 ☑非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和5年1月	収入合計額 A+B+C= [D] 0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
記載例②(所得で申請)									
3. 〇〇 〇〇	0	☐課税 ☑非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和5年1月	収入合計額 A+B+C= [D] 140,000 円	0 円	0 円	1,680,000 円	1,560,000 円

(記入上の注意)

- ①「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ②「住民税課税状況」欄は、該当する項目にチェック☑してください。
- ③「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年1月から令和5年12月の間の任意の1か月の月を記入してください。
- ⑤「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年1月～令和5年12月の間の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与と明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入または 不動産収入	※事業収入または不動産収入がある場合にご記入ください。 ※領簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

⑥「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。

⑦「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	1,000,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,560,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	2,050,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,550,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	3,050,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,040,000円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

【－】収入により申請する場合は記入不要

【8】⑦欄の年間収入見込額を転記してください。

【9】各欄に該当する控除額を記入してください。

【10】下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を記入してください。

【11】年間所得見込額を計算してください。
 年間所得見込額＝
 収入額－(⑧給与所得控除額＋⑨事業収入等の経費＋⑩公的年金等控除)

⑪の額が⑫の額を下回れば支給対象となります。

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税所得限度額】
		年間収入見込額 ⑦	給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	年間所得見込額 ⑪	非課税所得限度額 ⑫
記載例① (収入で申請)							
1	【－】						
記載不要 (空欄)							
2							
3							
4							
記載例② (所得で申請)							
5	〇〇 〇〇 〇〇	1,680,000		700,000		980,000	1,010,000

【8】

【9】

【11】

【10】

家族構成例	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	45.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	171.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	206.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円